

第1章 景観計画区域

内子町には、小田深山等の山並み、町内を源とする小田川・麓川等の美しい河川等の自然景観、豊かに広がる営農地や里山等の田園景観、ふるさとも感じる村並み、そして明治・大正の面影を醸し出す歴史的地区などの貴重な景観がある。それぞれの個性に十分配慮した保全や創造、そして品格のある都市景観の創造のために、景観計画区域を内子町全域とし、全域で景観形成を進めるものとする。



第2章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

景観計画区域における良好な景観形成の方針を定めるにあたり、住民との協働により景観に対する住民の問題意識を把握し、まちづくりの将来像を明確にして「景観まちづくり」をいかして進めるかを示さなければならない。その方針の検討において、構想編として「景観まちづくり」を形成する事柄について考えを組み立てたのち、計画編において、構想編を前提においた具体的な事柄を定めることとする。

◎構想編

第1節 いま、なぜ、景観まちづくりなのか

(1) 内子町は、これまでも景観まちづくりに取り組んできた

景観まちづくりは、全く新しい試みではない。振り返ってみれば、内子町は、これまでも景観に配慮したまちづくりに果敢に取り組んできた。その代表的な例が市街地の歴史的町並み保存の活動である。歴史に根ざした個性的な「町並み」の景観を保全することによって、ふるさとに対する住民の誇りや愛着が増し、また多くの来訪者を惹きつけるようになった。来訪者の増大を目の当たりにして、農産物直売所「内子フレッシュパークからり」が開設され、地域の農業にも大きな影響を及ぼすことになった。また、こ

の動きが農村部に波及して、「村並み保存」の活動が広がっていった。麓川の源流域の石畳地区では水車小屋を再現し、伝統的な農村景観の保全や創出を図りながら萱葺き屋根の宿を整備して、地域住民を主体とした「交流ビジネス」を展開してきた。

景観を守る動きは、町内の各地で見受けられ、五十崎地区の小田川では「近自然工法^{*6}」によって、親水型の護岸づくりに早くから取り組んでおり、泉谷地区には素晴らしい棚田が保全されており、その貴重な景観に対する評価はますます高まっている。また、小田深山の森林は多くの人々を引き寄せており、「山並み」も内子らしい優れた景観を形づくっているといえる。地元の人たちにとっては、ごくありふれた見慣れた景観であっても、都会などからの来訪者にとっては、非常に感動的な里山の景観が見られる。屋根付き橋や水車、堰、筏流しなど川辺の景観を彩る要素も多彩に存在している。

このような取り組みは全国的にも高い評価を受け、石畳（満穂地区）や五十崎地区は農村アメニティの表彰を受けた。この結果から見ても、景観を大切にする考え方が内子町のまちづくりの中に脈々と流れてきたことは確かで、この経験と蓄積が今後の景観まちづくりの土台となる。

（2）法的な裏づけの弱かった景観まちづくり

なぜ、今、改めて「景観まちづくり」を強調する必要があるのか。それは、これまでの景観まちづくりが、総合的なものではなく、その法的根拠も弱かったからである。

言い換えれば、優れた景観を保全したり創りだしたりする取り組みは、特定の地域住民の努力や行政担当者の熱意などによって辛うじて担われてきたため、どうしても断片的、局地的なものにならざるを得なかった。例えば、町並みを目指して各地から訪れる人たちは、町並み地区に程近い沿道の景観が乱雑なことに違和感を示している。周囲の景観を損なうような建物や看板などが平気につくられているからで、文化財として法的に保護されている歴史的町並み保存地区（伝建地区）に隣接する市街地では、景観に対する配慮が十分でないことは否定できない。

また、公共事業についても、地域の景観形成の方針が明確になっていないため結果的には地域の景観を損なうことになった事例もある。このようななか全国的には、自主的に景観に関する条例をつくって、何とかして景観を保全するまちづくりを進めてきた自治体は500以上にのぼっている。したがって、景観に配慮をしたまちづくりに関する法的な根拠は、内子町だけでなく、全国の町や村にとっても以前から切望されていたのである。

（3）美しい国づくりに向けて、国が舵を切った

こうした全国各地の自治体の懸命な取り組みに後押しされる形で、平成16年に初めて「景観法」が制定された。実は、景観法の制定に先立って、国全体にとっても従来の行政を改めるような新しい動きがあり、そのひとつは、観光立国を掲げたことである。

政府は、平成15年に観光立国関係閣僚会議の名で「観光立国行動計画」を公表した。

*6 近自然工法は、地球規模の環境問題が取り沙汰されだした1970年代に、破壊された自然生態系の復元工法としてヨーロッパのスイスやドイツで誕生したコンセプトである。

この計画の副題は「住んでよし、訪れてよしの国づくり」となっており、外国からの観光客を増やすことを国の重要な政策目標として打ち出したのである。

その理由として、日本が経済大国として発展するとともに、ビジネスや観光などで海外に出かける日本人はどんどん増え、年間 3,000 万人にもなったが、外国からの来訪者はその三分の一にも達していない。フランスは 8,000 万に近い来訪者を吸引しており、欧米諸国に比べて日本を訪れる人は、まだまだ少ないといわざるを得ない。

日本への来訪者を増やすためにも、日本の魅力をもっと世界に向けて発信していく必要があるが、その前提として、日本をもっと魅力的な美しい国にしていくことが必要である。同時期に、国土交通省は「美しい国づくり大綱」を発表したが、この大綱の基本にある認識は、次のような文章で示されている。

「都市には電線がはりめぐらされ、緑が少なく、家々はブロック塀で囲まれ、ビルの高さは不揃いであり、看板、標識が雑然と立ち並び、美しさとはほど遠い風景となっている。四季折々に美しい変化を見せる我が国の自然に較べて、都市や田園、海岸における人工景観は著しく見劣りがする。」「国土交通省は、この国を魅力ある国にするために、まず、自ら襟を正し、…（中略）…行政の方向を美しい国づくりに向けて大きく舵を切ることにした。」

このように国の土木建築行政が転換期を迎えたことに対し、本町はこの好機を生かし、景観に配慮したまちづくりを本格的に進めていく所存である。

（４）景観法の主眼は、地域の個性の発揮

景観法は、我が国初の景観に関する総合的な法律である。基本理念として、「良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものである」と明確に示すとともに、行政（国及び地方公共団体）、事業者、住民の責務を規定している。さらに、実効法として、景観形成のための行為規制や支援の仕組みも備えており、理念だけでなく景観づくりのための具体的な道具を備えているので、景観基本法ではなく、景観法という簡潔な三文字の法律名となっている。その意味では、道路法や河川法などと同様に、この分野の根本的な法律をめざしているといえる。

他の多くの法律と異なる景観法ならではの特色として、「良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成される」ものであり、「地域の固有の特性と密接に関連するもの」として、地域の個性を積極的に認めていることが挙げられる。言い換えれば、全国一律を基本としている多くの法と異なって、景観法は地域ごとに異なる内容や取り組みを前提として組み立てられている。

内子町の特性が他の市町村と異なる以上、内子町における良好な景観や、それを保全する方法も当然ながら他と異ならざるを得ないということである。また、「都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域」というように、市街地のみならず、農村集落や農地までも対象としていることも、通常の建設関連法規にはない、大きな特色といえる。つまり、町並み、村並み、山並みを視野に入れて、景観まちづくりを進めようとしている内子町においては、その全域が景観法の対象となりうるのである。

(5) 景観法は、地方分権型といわれる画期的な法律

この法律の最も際立った特色といえるのは、景観形成の基準や規制の方法など内容については、自治体が決定するという点にある。他の多くの法律は、国が予め基準を決め、細かい点も省令などによって規定し、自治体はそれに沿って任務を遂行するという形態だが、景観法では、枠組みや道具を用意するだけで、内容そのものは自治体が自らの意思や考え方に基づいて決めていくものであって、国はあくまで、自治体の決めたことを支援することとなっている。そもそも景観法は、全国各地の自治体がつくった条例に法的根拠を与えようという動機で始まった。したがって、全国レベルでの基準やメニューを示すような従来の法律とは根本的に異なっている。このような特異な法律ができた背景には、地方分権の進展という時代状況があるため景観法が画期的な法律であり、「地方分権の落とし子」といわれる所以でもある。

(6) 景観行政の取り組みには、自治体間で温度差がある

政令指定都市や中核都市ではない内子町のような一般の市町村が景観法に基づいて景観行政を展開するためには、県の同意を得て「景観行政団体」となることが義務付けられている。内子町は、平成 17 年に景観行政団体となり、本格的に景観行政を推進することになった。なお、愛媛県ではこの時、内子町を含めて 18 市町が景観行政団体となっている。因みに、景観法は強制法ではないので、景観行政に取り組むかどうかは、自治体の自由であり、景観行政に積極的に取り組まない自治体があっても構わないことになる。したがって、今後、景観まちづくりの分野では、自治体間の取り組みには温度差が生じるとともに、その成果についても差が生じることが十分に予想される。

(7) 自治体の能力が試されている景観まちづくり

景観法に基づく景観まちづくりは、景観行政団体としての内子町が、景観計画をつくり、景観形成の基準や仕組み、あるいは罰則などを決め、それを内子町の条例に規定することによって初めて実効性を持つ。内子町がこれから景観まちづくりを進めていく上で、他の自治体の試みや国や県などの助言は大いに参考になるが、内子町の新しい景観行政あるいは景観まちづくりの取り組みは、内子町の特性に基づいて、独自の考え方と意思に基づいて進めていかなければならない。良好な景観とは何か、どのような方法でそれを保全あるいは創出していくか、など根本的なことを内子町自身が決めていく必要がある。もちろん、その過程では、各地域の住民や関係する事業者との協議や合意形成が不可欠である。このように見ていくと、自ら考え、自ら決め、自ら取り組む景観まちづくりは、自治体としての内子町の能力、まちづくりの主人公である内子町民の力量が試される新たな挑戦といえる。

第2節 景観に関する町民の問題意識

景観まちづくりを進める主体は、基本的に町民である。したがって、景観まちづくりを進めるに当たっては、まず町民自身が内子町の景観に対してどのような見方や考え方をしているのかを確認することが出発点になる。そこで、町では町民アンケート調査を実施し、その結果をもとに、主要な問題を次のとおりまとめた。（調査結果の詳細は、資料編参照）

(1) 景観まちづくりの取り組みについて

内子町の魅力をつくるうえで、美しい景観づくりが重要であるとする町民は、全体の8割を超えている。〔問1〕また、これから景観まちづくりに町民や行政が取り組むことについては、9割以上の町民が賛同している。〔問2〕

この結果から見て、景観まちづくりについては、町民の圧倒的な支持があるといえる。

ところで、「景観法」という法律が制定されたことについて、町では広報誌で広報し、地域で説明会も行ったが、知っている町民はまだ3割であった。〔問3〕

ただし、このことはそれほど問題であるとはいえない。法律ができたことをすぐに知らなくても、それが日々の暮らしに関わってくる場面になってこそ、町民が自らの問題として関心を持つようになるというのが、むしろ自然の態度であると考えられるからである。

問1	美しい景観づくりは、内子町の魅力をつくるうえで重要であると思いますか。		
	1	そう思う	84.0%
	2	そう思わない	11.3
	3	その他	4.7
問2	美しい景観づくりに、町民や行政が取り組むことはよいことだと思いますか。		
	1	そう思う	90.7%
	2	そう思わない	6.0
	3	その他	3.3
問3	美しい国土をつくるために、最近、「景観法」が制定・施行されましたが、あなたはそのことをご存じですか。		
	1	知っている	32.0%
	2	知らない	66.0
	3	その他具体的に	2.0

(2) 内子町の美しい景観の場所

では、内子町は全体的に見て、景観の美しい町であるのかどうか。6割の町民がそうであると肯定的に見ている。もちろん、美しい箇所もあれば、そうでない箇所もあるという付帯意見をつけている人もいる。しかし、これまでのまちづくりの活動を肯定的に見る人が多いことは、これからの取り組みにとっては、大きな励みになることは確かである。

問4 内子町を全体的に見て、景観の美しい町であると思いますか。

1	そう思う	62.2 %
2	そう思わない	26.0
3	その他具体的に	12.0

次に町内で、美しい景観であると思われる場所や施設について、挙げてもらった。回答の多い順から列挙すると以下の通りである。

内子町内の美しい景観の場所や施設

- ①歴史的町並み地区
- ②小田川（知清、からり周辺を除く各所）
- ③石畳とくに水車小屋周辺
- ④小田深山
- ⑤知清公園・河原
- ⑥旧内子駅周辺、特に内子自治センター・図書館周辺
- ⑦竜王公園
- ⑧棚田（泉谷、御祓など五十崎地区が大半）
- ⑨からり周辺
- ⑩弓削神社（満穂地区）周辺
- ⑪屋根付き橋
- ⑫平岡地区とくに栗田邸周辺

上に挙げた場所や施設は、仮に「内子町景観 10 選」を選ぶとすれば、それに選ばれる資格が充分にある場所といえる。なお、上記以外にも、実にさまざまな場所や施設が具体的に指摘されている。とくに小田地区については、公園、神社、滝、巨木など広範囲な対象が挙げられており、町民が日頃から地域の景観（風景）に関心を持ち、さまざまな思いを抱いていることが改めて確認できた。

（3）問題箇所

景観から見て問題がある場所や施設について、具体的な指摘をしてもらったところ、その回答内容は非常に多岐にわたっていた。言い換えれば、身の回りの至るところに景観上の問題箇所があることが浮かび上がってきたのである。

便宜上、対象を大まかに分類して以下のようにまとめてみた。

【川の景観】

川に関する問題が回答数では一番大きく、その主な内容は、①「川にゴミが捨てられている」②「川の手入れや清掃がとどこおり、草が生い茂っている」③「川の改修工事や護岸に景観上の問題がある」というものであった。

【山林・農地の景観】

山林や農地が荒れているという指摘が多数あった。その結果、「ゴミの不法投棄も増えている」「竹の繁茂が目立ち、樹木の衰弱が見られる」などの指摘もあった。

【市街地の景観】

市街地では、「町並み保全地区につながる内子町の中心市街地の景観に問題がある」という指摘が多くある。「ごちゃごちゃしている」など統一感がないという指摘である。

また、周辺住宅地では、「マンションが景観を損なっている」という意見が相当数あり、また、沿道をはじめ各所に氾濫している広告・看板類も問題となっている。

【公共施設の景観】

公共的な各種施設についての指摘も多い。特に「古くなった庁舎や町営住宅などが景観上見苦しい」「公園や公衆トイレの手入れが行き届かない」などの意見があった。

【ゴミの不法投棄】

前出の川や山林の中でも触れているが、ゴミの不法投棄に関する意見はたいへん多く、具体的な場所を示している例も多く見られる。町民の意識では、ゴミが景観を損なう大きな要素として意識されている証拠といえる。

なお、道路の狭さや危険性など、必ずしも純粹に景観の問題ではない意見も多く出されており、これらも内子町のまちづくりの問題として確認しておく必要がある。

(4) 景観を損なう要素

内子町において、これから景観まちづくりを進めていくうえで、重要な点は、「内子町の景観を損なっている要素は何か」ということである。とくに内子町民がどう考えているかを確認することが必要である。アンケート調査の集計結果は次のとおりであった。

【内子町民が考える景観を損なう要素】

順位	景観を損なっているもの	回答率%
1	放置されて荒れている農地や山林	69.3
2	不法に捨てられているゴミなど	67.3
3	清掃が行き届かない道や水辺など	56.7
4	電柱や電線	18.7
5	周りとは調和しない看板や広告塔	16.0
6	周りとは調和しない色やデザインの建物	7.3
7	眺望をさまたげている建物や樹木など	6.7
8	周りとは調和しない高い、大きな建物	5.3
9	その他	9.3

(回答率は、回答数(多数回答を含む)を回収件数で除して計算した)

これによると、農地や山林の放置が内子町の景観を損なっている最大の要因であると考えられている。また、不法投棄のゴミや清掃等の手入れの不備な道・水辺がそれに続いており、これら3つが他を引き離し、景観を損なう要因として意識されていることがわかる。しかしながら4位から8位までは人工構造物であり、これらを合計すると54%となるため景観を損なう要素は、市街地から山間地まで町全域に存在する。

アンケート調査から浮かび上がることは、内子町において景観まちづくりを進めるためには、まず良好な景観を損なっているマイナスの要素を取り除いていくこと、そのための有効な手段を編み出していくことが重要であるという。

第3節 美しい内子をつくるための基本的な考え方

内子町の景観を大別すると、町並み（市街地景観）、村並み（農村景観）、山並み（山間地景観）になる。また、それらを貫く線として、道路や川が通っている。

内子町ならではの、独特の町並み、村並み、山並みの優れた景観を守り、あるいは創りだしていくことが、景観まちづくりの基本的な目標である。

（1）景観まちづくりに取り組む基本姿勢

内子の景観まちづくりは、白紙の状態から出発するわけではない。すでに、歴史的な町並み保存、農村景観の保全など、さまざまな地域で多くの人たちが優れた景観を守り育てる活動に取り組んできた。これらの取り組みは景観だけを切り離して行ったのではなく、まちづくりのなかで景観づくりに取り組んできたことが重要な点といえる。これまでの経験を活かし、よいところは伸ばすとともに、弱点や問題点を克服しながら、新たな取り組みに挑戦していくことが基本となる。

景観まちづくりを本格的に開始するに当たって、以下のような心構えを確認する。

景観まちづくりの基本姿勢
①多様な力を引き出す
②優れた事例をつくる
③先手を打つ

①多様な力を引き出す

- 優れた景観を守り、創りだすのは基本的に地域に暮らす住民である。景観法にも「地域住民の意向を踏まえ」（第2条3項）とあり、住民の方々との協働作業が欠かせない。特に内子町の場合には、自治会が力を発揮することが期待されている。
- 行政は住民の力を引き出すために、専門家の助言などを受けながら、景観まちづくりの仕組みを整えたり、さまざまな支援を行ったりする役割を果たす。
- 建設業、設計業など関係業界の方々の意識や技術が景観形成に大きな影響を及ぼすので、関係分野の方々の意識改革や技術向上を支援する。

②優れた事例をつくる

- 完璧な計画書づくりよりも、現在直面している課題を明確に把握する「課題発見と解決」を重視した問題解決型の姿勢を大事にする。
- 良好な景観づくりは、実際に取り組む中で次第にイメージが明確になり、適切な手法が開発される場合が多くある。取り組みやすいところから、取り組みを開始し、その中で現実に即した議論を深めて、成功事例をつくることに努める。
- 目に見える優れた事例を創りだすことで、景観への関心を高め、合意をつくり、活動を広げる「一点突破」「実践志向」の取り組み方を重視する。

③先手を打つ

- 優れた景観を創りだすには、長い年月と多大な努力が必要である。しかし、景観を壊すのは簡単で、ちょっとした油断や間違っただけで取り返しのつかない事態が生じる。
- 景観まちづくりでは、将来の問題を感知し、事前に対応策を検討し、適切な措

置を講じることに努める。

(2) 景観まちづくりを進める基本方針

景観まちづくりの取り組みは分野も多岐にわたり、内容も多様である。何が大事か、何から取り組むと効果が上がるか、状況に応じた的確な判断が求められている。

そこで景観まちづくりを進めるうえで拠り所となる基本指針を以下に掲げる。

これは、内子町の経験や町民の意向を勘案し、景観まちづくりの重要な取り組みと優先順位を示している。なお、この章では「巻頭言」で触れている「保護」、「転用」、「付加」という用語を、それぞれ「保全」「活用」「新設」と変えている。

内子町の景観まちづくりの進め方

- 1 除去……景観を損なうものをまず取り除く
- 2 保全……優れた景観をしっかりと守り、育てる
- 3 活用……安易に捨てたり、壊したりせず、新しい利用を考える
- 4 新設……新しいものは、行儀よく、遠慮がちにつくる

1 除去 景観を損なうものをまず取り除く

- 内子町の景観を損なっている要素を取り除くことが第一である。
- 町民が最も気になっていることは、アンケートに示されているように、ゴミの不法投棄、手入れの行き届かない山野などである。
- 町内の小田川、中山川、麓川をはじめ、大小の河川は、近年は、ゴミや水質汚染が問題となっており、美しい川づくりが課題となっている。
- 「除去」は、美しい景観づくりの第一歩である。

2 保全 優れた景観をしっかりと守り、育てる

- 内子町の景観まちづくりは、八日市・護国の歴史的町並みの保存がはじまりといえる。この取り組みによって、伝統的建造物群保全地区の選定を受け、町並に多くの来訪者が訪れ、内子町の知名度は全国的に高まった。
- 今後は、伝建地区周辺をはじめ、成留屋地区など町内各地の市街地景観の保全・修景も大きな課題となっている。
- 農村景観は、主に集落と周辺の農地で構成される。これは、農業振興や農村環境の保全と切り離すことはできない。
- 山林は、人の手が入ることによって、景観が美しく保たれる。
- 町並み、村並み、そして山並みへというのが、内子の景観まちづくりの基本的な展開といえる。

3 活用 安易に捨てたり、壊したりせず、新しい利用を考える

- 使われなくなった施設、建物、民家、空地などをそのまま放置すると、環境や防災・防犯の面で好ましくなく、景観上も問題が発生する。
- 安易に取り壊すことも経済的、社会的な損失につながる。
- 関係者が智恵を出し合って、適切な活用をはかることが必要である。
- 各種の公共施設の再活用、空家や空地対策が景観まちづくりの面からも重要な

課題となっている。

4 新設 新しいものは、行儀よく、遠慮がちにつくる

- 内子町は基本的に農村であり、市街地も大きくない。小さいながらも、緑と清流に恵まれた内子の特性を踏まえると、大きな施設や派手な建物はふさわしいとはいえない。
- 新しい施設や建物の建設時、団地造成や道路建設、河川工事を実施するときは、周辺の環境や景観に配慮して、慎重に丁寧に進めることが求められている。
- 町並み保存地区では、新築だけでなく改築や修繕の場合にも、周辺の環境や景観に十分に配慮しながら行ってきた。
- 今後、新しい建物や施設をつくる場合には、周りに気遣いながら、あくまで遠慮がちに、行儀よくつくることが基本である。

第4節 内子町の景観まちづくりの全体像

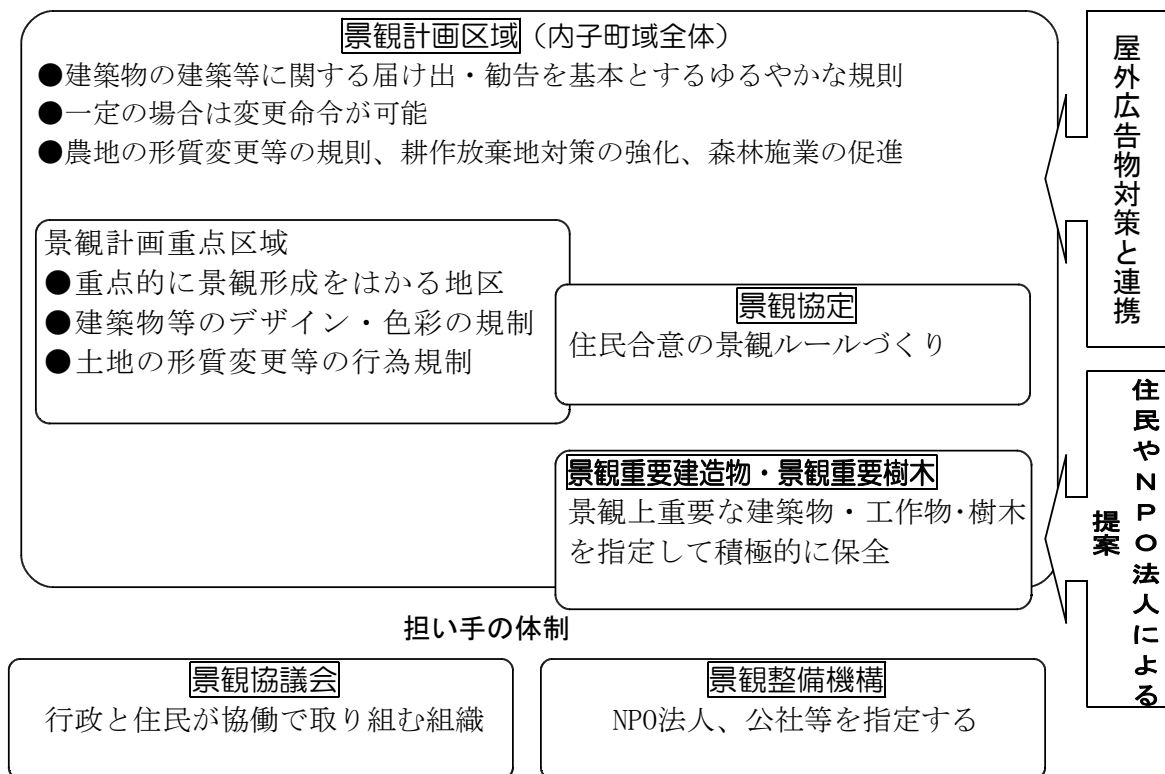
(1) 全体の法的な枠組み

内子町の「景観まちづくり」を進めるにあたって、景観法に示されている主要な条項や手法に基づいて、全体の枠組みを示すと、おおむね下図のようになる。

図に示した枠組みは、景観法が一般的に想定しているものである。いうなれば、景観まちづくりを進める際に利用できる道具を並べたものであり、一種の道具箱といえる。

内子町は、景観をめぐる課題や地域の状況などを踏まえて、このなかから役立つものを適切に活用していくことになる。

【内子町景観まちづくりの枠組み】



(出典：『景観法を活かす』(学芸出版社刊)所載図を加工)

都市計画区域内において市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画法に基づき「景観地区」の指定が可能であるが、法的規制が有効になる反面、指定の手続きが厳格であり法令上の制限を受ける地域住民の合意形成が必要になる。

内子町では、第1段階では景観まちづくり計画や景観まちづくり条例により、景観意識の醸成と景観形成に係る合意形成を図り、全町的な機運が熟した時期に次の段階の「景観地区」設定に発展させたい。そのため景観まちづくりの展開と並行して「景観地区」設定の準備を行うこととする。

(2) 内子町の地域区分（景観ゾーニング）

住民の話し合いを積み重ねる必要があるため、都市計画上の美観地区の設定、自主条例による規制などをすでに行ってきた自治体を除いて、最初から景観地区を設定するのは現実的とはいえない。そのため、多くの自治体では、その前段階で独自の地域区分を試みている。内子町においても、景観づくりの観点から町域全体を視野に入れて、おおまかな地域区分（ゾーニング）や景観上特に重要な事物の選定に取り組むこととする。

（具体的には計画編参照）

◎計画編

第1節 はじめに

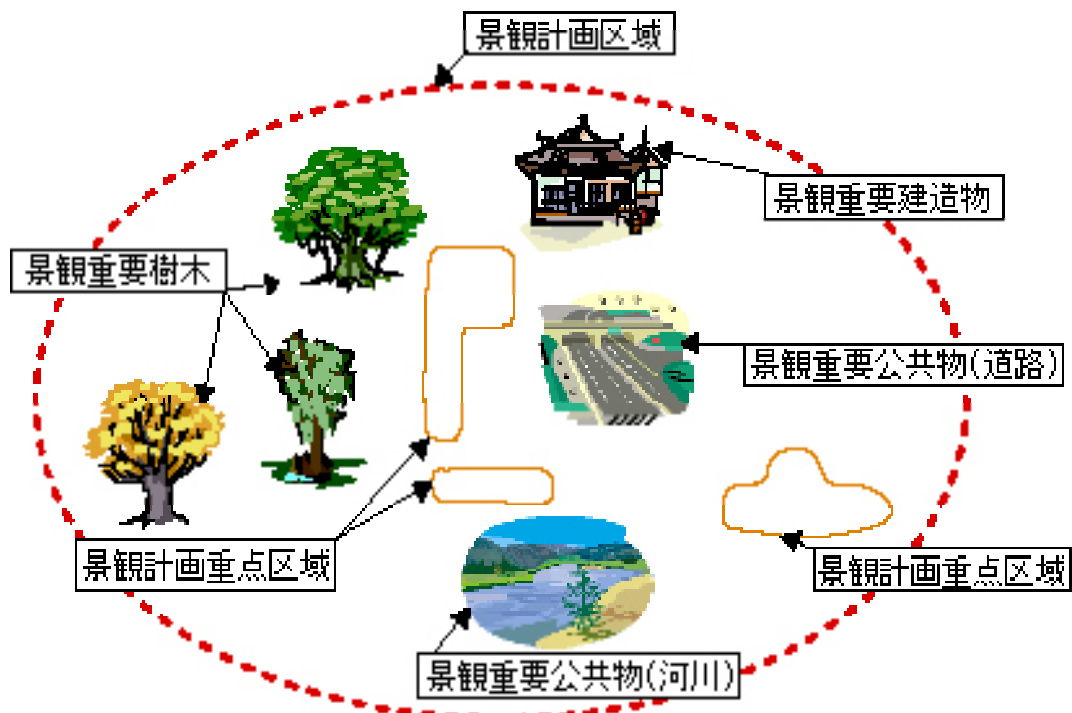
第1項 目的

近年、経済社会の成熟化に伴う住民の価値観の変化等により、個性のある美しい町並みや景観の形成が求められている。このような景観をめぐる状況の変化に対応し全ての地域において良好な景観の形成を促進し、個性あるまちづくりを実現するため平成16年6月に「景観法」が制定された。

内子町景観まちづくり計画は（以下、「計画」という。）は、景観法の規定に基づき町民の合意と参加のもと内子らしい良好な景観の形成の促進を図るため、やすらぎのある生活空間の創設、豊かな自然環境（景観）の保全、地域資源を活かした観光等の地域間交流の促進等を目的とする。あわせて、内子町民が、内子らしい景観が将来にわたり誇りに思えるよう景観形成を持続的に展開する。

第2項 本計画の概念図

本計画で定める区域等の定義及びイメージは次のとおりとする。



○景観計画区域

景観計画の対象となる区域として良質な景観形成のため地域の特徴を活かした方針を定め行為の制限等の措置を行う。本計画では、内子町全域を設定している。

○景観計画重点区域

景観計画区域のうち町民に好まれる場所や都市施設、観光・文化・交流施設が集積している区域、上位計画（町総合振興計画等）・関連計画等によりこれからまちづくりが進む区域、これまで景観整備等の取り組みを行ってきた区域等、特に良好な景観の形成が重要であり今後期待できる区域とする。

○景観重要建造物

景観計画区域内にある地域のランドスケープ^{*7}となる良好な景観形成の構成を担う優れた建造物をいう。本計画に定めた指定の方針により町が指定することで、現状の変更等について管理協定等により制限を設けることが可能になる。

○景観重要樹木

景観計画区域内にある地域のランドスケープとなる良好な景観形成の構成を担う優れた樹木をいう。本計画に定めた指定の方針により町が指定することで、伐採・移植等について管理協定等により制限を設けることが可能になる。

○景観重要公共施設

景観計画区域内にある道路、河川、公園等の公共施設のうち良好な景観形成に重要なものとして定められる公共施設をいう。公共施設が景観形成に果たすウエイトは大きく、これら公共空間において行われる工作物の建設等の行為が景観に及ぼす影響は大きいと考えられる。したがって、公共施設の管理者が町と異なる場合であっても良好な景観の形成に重要であるという観点から指定を行う。

*7 ランドスケープ (Landscape) は、景観を構成する諸要素。しばしば風景、景観、景域、造園、造景と訳されることが多いが、もとは風景「画」を意味していて、これは画家が風景や景観をつくるという意味ではなく、ある視点を選んで空間を解釈しているという意味であった。現在では、ある土地における、資源、環境、歴史などの要素が構築する政治的、経済的、社会的シンボルや空間を意味するようになっている。

第3項 本計画の構成

内子町景観まちづくり計画（計画編）は以下のような構成とする。

【巻頭言】 美しい内子をつくる

第1章 景観計画区域

景観法 第8条第2項第1号関連

第2章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

◎構想編

景観法 第8条第2項第2号関連

第1節 いま、なぜ景観まちづくりなのか

第2節 景観に関する町民の問題意識

第3節 美しい内子をつくるための基本的考え方

第4節 内子町の景観まちづくりの全体像

◎計画編

第1節 はじめに

第1項 目的、定義

第2項 本計画の概念図

第2節 景観計画の目標

第3節 景観計画区域における良好な景観の形成に関する事項

第1項 景観構造と景観タイプ

第2項 地域の景観特性と景観形成の方向

第3項 景観タイプ別景観形成方針

第4節 景観計画重点区域

第1項 景観計画重点区域の設定

第2項 景観計画重点区域の景観形成

第5節 町民が主体的に良好な景観の形成を進めるための取り組み

第3章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用に関する基準

第1節 景観重要公共施設の整備に関する方針

景観法 第8条第2項第5号関連

第2節 景観重要公共施設の占用許可の基準

第4章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

第1節 景観重要建造物の指定の方針

景観法 第8条第2項第4号関連

第2節 景観重要樹木の指定の方針

景観法 第8条第2項第3号関連

第6章 良好な景観形成のための行為の制限

第7章 屋外広告物の表示及び屋外広告物の掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

景観法 第8条第2項第5号関連

資料編 ①景観計画重点区域のマンセル値（基準値・推奨値）色彩表

②景観重要建造物として指定すべき候補一覧

③景観重要樹木として指定すべき候補一覧

④景観まちづくりに関する住民アンケート調査報告

⑤景観法

⑥内子町景観まちづくり計画検討委員会等名簿

⑦計画策定の主な経緯

（上位計画）内子町総合計画、内子町都市計画マスタープラン、内子町環境基本計画

（関係条例）内子町景観条例（制定予定）、内子町屋外広告物条例

第2節 景観形成の目標

第1項 景観形成の目標

町並み、村並み、山並みが美しい、持続的に発展する景観まちづくり

内子町には、伝統的建築物と新しい和風建築物が融合し、活気のある賑わい空間が形成されつつある町並み、棚田や樹園地等からなる里山の緑豊かな農村部の村並み、緑豊かで美しいスカイラインを形成する山並み等の景観資源がある。私たちが享受している美しい景観や心なごむ生活空間は、風土や歴史、文化の表われであり、ここに生活する人びとによって創造され、受け継がれてきた町民のかけがえのない共有の財産です。このかけがえのない財産を次代に残していくため内子町の景観形成の基準や形成推進を行い、更に質の高い生活空間整備を進めていくものとする。

これらを踏まえて良好な景観形成の目標は、次のとおりとする。

- (1) 町民、事業者、町が良好な景観づくりのための役割を認識し、家庭・地域・職場・公共施設の環境美化に積極的に取り組み、清楚で快適な町を築く。
- (2) 建造物等の色彩に配慮し、そこに暮らす人びとや訪れる人びとが四季や和みを感じる町を築く。
- (3) 農村部の家並みや樹園地等の緑を積極的に保全するとともに、地域資源を有効利用し、賑わいと交流を育む空間づくりを積極的に進める。
- (4) 小田深山や小田川等の自然風景を積極的に保全する。
- (5) 市街地における伝統的建造物等の町並み修景を継続し、魅力・賑わい・活気のある新しい都市空間整備を進める。

第2項 町、町民、事業者の責務

先人たちによって創造され、受け継がれてきた歴史的、文化的財産を次代に継承しつつ、更に質の高い生活環境づくり、景観に配慮した地域づくり、町づくりを進めていくため、町、町民、事業者それぞれが役割を分担し合い、誠実に次に掲げる責務を果たしていくものとする。

(町の責務)

- (1) 町長は、良好な景観づくりを推進するため、町民及び事業者に対し、景観形成基準の周知を図るものとする。
- (2) 町長は、良好な景観づくりに関する施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施するものとする。
- (3) 町長は、施策の策定及び実施に当っては、町民及び事業者の意見が十分に反映されるよう努めるものとする。
- (4) 町長は、公共施設等の整備を行なう場合は、良好な景観づくりに先導的な役割を果たすものとする。
- (5) 町長は、必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体又はこれらが設

立した団体に対し、良好な景観づくりに関する協力を要請するものとする。

(町民の責務)

- (1) 町民は、自らが良好な景観づくりの主体であることを認識し、積極的にその役割を果たすよう努めるものとする。
- (2) 町民は、景観形成基準を尊重し、良好な地域づくり、景観づくりの妨げにかかる行為を行わないよう努めるものとする。
- (3) 町民は、町が実施する良好な景観づくり、まちづくりに関する施策に協力し、共にその推進に努めるものとする。

(事業者の責務)

- (1) 事業者は、事業活動の実施にあたっては、良好な景観づくり、地域づくりの妨げになる行為を行わないよう努めるものとする。
- (2) 事業者のうち、建築物等の設計若しくは施工を業として行なう者又は土地、建築物等の販売若しくは賃貸を業として行なう者は、事業活動の実施にあたっては、景観形成基準を遵守するとともに専門的知識、経験等を活用し、積極的に良好な景観づくりに努めるものとする。
- (3) 事業者は、町が実施する良好な景観づくり、まちづくりに関する施策に協力し、共にその推進に努めるものとする。

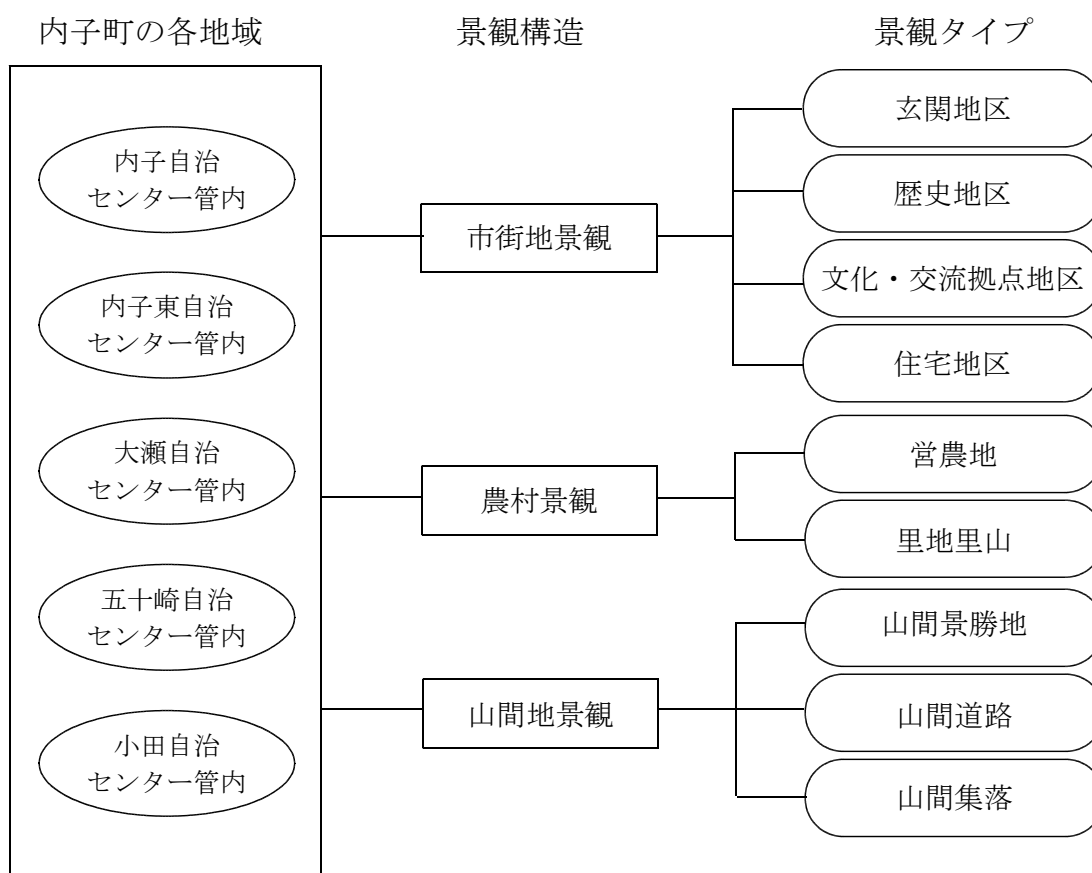
第3節 景観計画区域における良好な景観の形成に関する事項

第1項 景観構造と景観タイプ

(1) 景観の体系図

内子町の景観を以下のような分類に基づき、地域の景観特性を把握し整理を行う。
 なお、内子町の各地域の区分は旧町村を単位とする自治センターを用いた。

自治センター内の自治会（41団体）が地域資源の活用と将来の地域振興を目的とする「地域づくり計画書」を作成しており、自治会で構成される自治センター活動が、今後の景観形成に係る合意形成に不可避であるためである。



自治センター	管内（旧町村）	自治会
内子	内子	第五、中央、六日市、八日市、畑中、廿日市
内子東	五城、立川、満穂	城廻、立川、論田、河内、石畳、長田
大瀬	大瀬	大瀬中央、和田、川登、程内、村前、池田
五十崎	五十崎、天神、御祓	五十崎、龍王、中央、神南、平岡、東沖、西沖、柿原、重松、宿福、御祓
小田	小田町村、参川、田渡	小田、上川、中川、本川、平野、寺村、南山、立石、吉野川、中田渡、上田渡、臼杵

(2) 景観構造の定義

■市街地景観

住宅や商店といった人の手による建築物はその土地に住む人の特徴や個性を表すものである。内子町では内子・五十崎地域を中心とした市街地や庁舎周辺を中心として広がっている住宅地など、山間地、農村に分類されない面的な部分を市街地景観とする。市街地においても農村景観同様、視点の移動による変化を楽しむ景観よりも、その場所ごとの特徴や趣きを対象とした眺めが存在し、それらの景観を市街地景観とする。

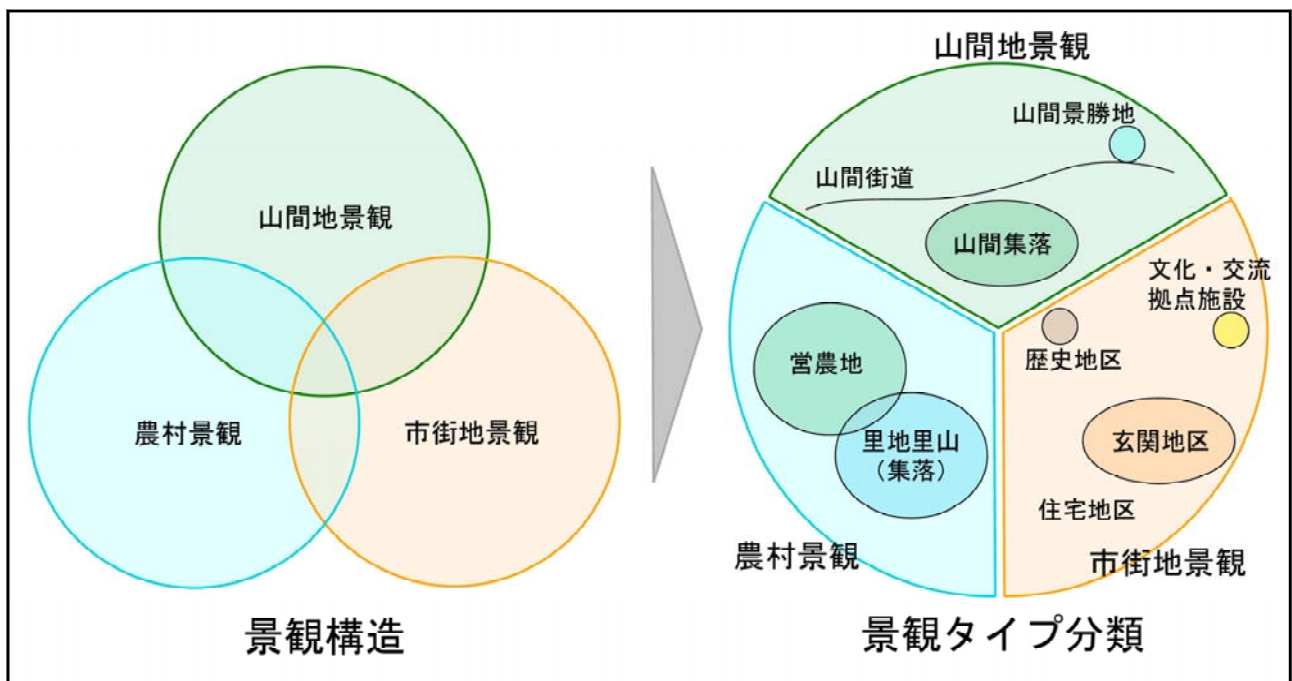
■農村景観

内子町の周辺部は山林で囲まれ、河川に沿って棚状、帯状に農地が点在している。田畑と集落で構成される景観は、農業に従事する多くの町民の生活を表している。内子町の田畑は平地が少ないという地形的特徴から、棚田や段々畑などの景観をとっており、山の裾野や谷間、川沿いに位置している。車による移動など、視点の動きは少なく、面的な広がりの中で見ることのできる農村の景観を農村景観とする。

■山間地景観

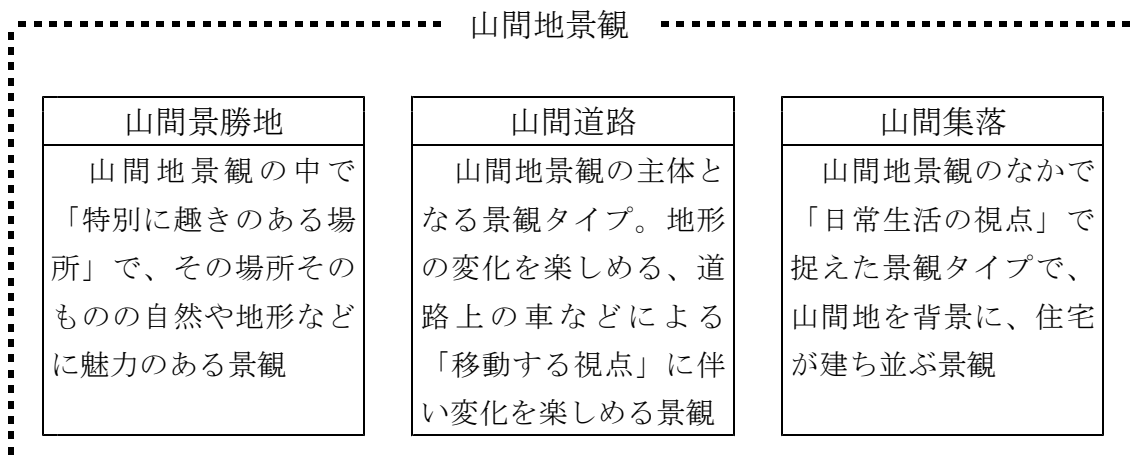
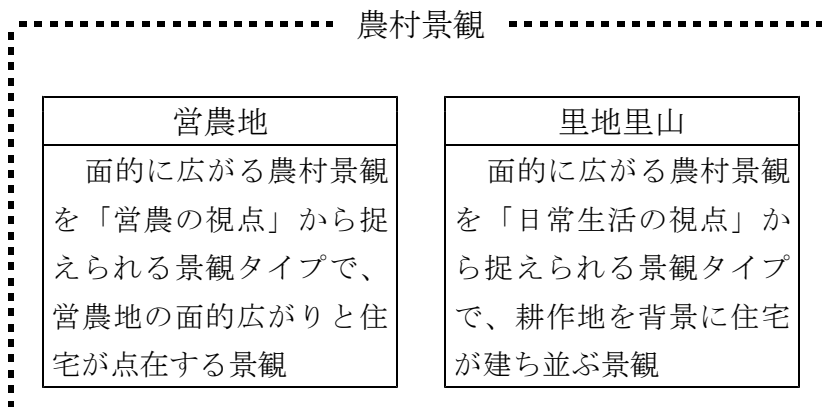
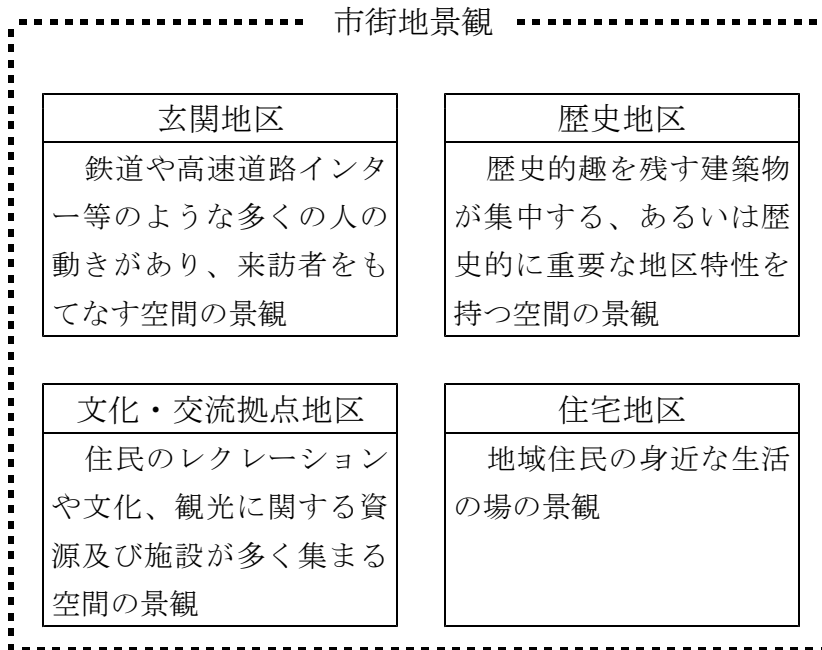
内子町においては面積の約8割が森林であり、また標高200m以上の山間部が大部分を占めていることから、山間地が内子町の重要な景観要素のひとつであるといえる。

また、標高により地形の変化がみられ山並みを形成している。こういった森林の多い山間の景観を山間地景観とする。



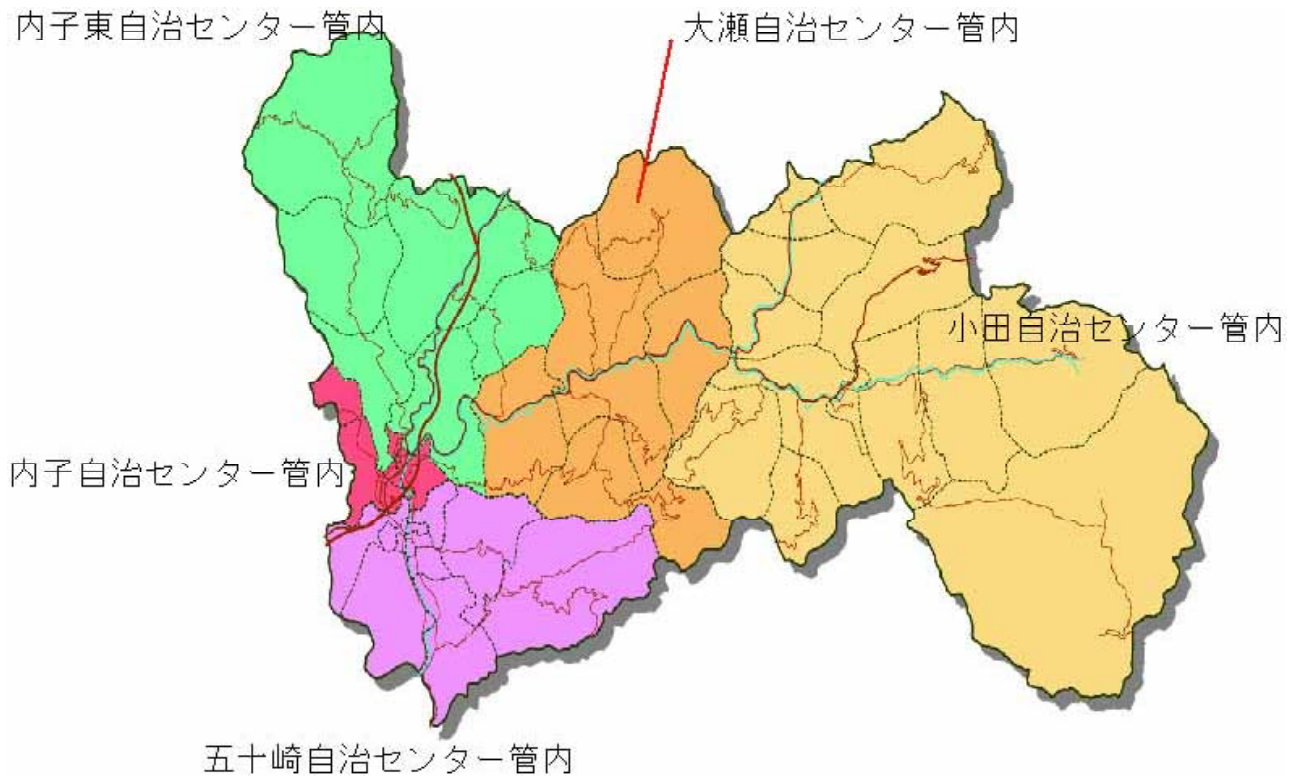
(3) 景観タイプの定義

各景観構造のなかで、類似する景観を同一景観タイプとする。



第2項 地域の景観特性と景観形成の方向

前節において景観構造と景観タイプを自治センターの管内ごとに整理したが、本節では各地域（自治センター管内）の景観特性に準拠した景観形成の方向について景観タイプ別に定める。



(1) 内子自治センター管内の景観特性

①地域の特徴

町の西部に位置し面積は町全体の約5%であるが、町人口の約40%が集中しているため内子町の中心地といえる。地域は、大半が平坦地で周辺の大洲市に接する区域が丘陵地や山地で構成されている。

河川は、小田川と中山川が合流し地域内を流れており、その水辺空間は貴重な自然資源となっており、特に知清河原は憩いとやすらぎの場となっている。

道路・鉄道は、国道56号、松山自動車道、JR予讃線が地域内を貫き、松山自動車道内子五十崎インター、JR内子駅もあることから経済・産業・生活を支える交通の拠点となっている。

地域には、歴史的な建造物や文化財が多数あり観光資源として活用され、また、道の駅等の交流施設を拠点として多くの観光客が訪れている。なお、冬季には盆地内が朝霧に包まれ高台からはまるで雲海のような景観が見られる。



②景観の特徴

(市街地)

- ・ 伝統的建造物群保存地区を中心に歴史的な町並みがみられる。
- ・ 内子座や資料館等の建造物に接する通りの景観形成が進んでいる。
- ・ 盆地であるため市街地の背景には、神南山、高森山、天神山等の山々があり緑と市街地の賑わいが融合する景観をつくっている。
- ・ 小田川、郷之谷川等の河川や知清河原は、潤いのあるやすらぎ空間が感じられる景観を形成している。
- ・ 農地周辺に新しい住宅の整備が進み、伝統的な家屋と新しい住宅が混在する景観がみられる。
- ・ 道の駅内子フレッシュパークからり、内子自治センター、内子運動公園等について観光やレクリエーションエリアとしての景観がみられる。
- ・ 市街地の商店街に空店舗がみられる。
- ・ 国道56号沿線は、屋外広告物の多い煩雑な景観がみられる。

(農村部)

- ・ 丘陵地には、観光ぶどう園が集積しており果樹棚等の農地が面的に広がっている。
- ・ 地域の周辺部分に集落が点在しており自然豊かな農村景観がみられる。

(山間地)

- ・ 市街地を囲む山々により盆地が形成されており山間地内の道路から市街地の賑わいが眺望できる。
- ・ 比較的なだらかな山並みに囲まれた里山景観がみられる。

③主な景観（観光）資源

伝統的建造物群保存地区（町並）、上芳我邸、内子座、八幡神社、禅昌寺、願成寺、天神山、高橋邸、小田川、郷之谷川、ナンキンハゼ通り、ヤマモモ通り、高森山、知清河原、内子フレッシュパークからり、内子運動公園、駄場池、観光農園

④景観形成の方向

(市街地)

- ・ JR内子駅や松山自動車道内子五十崎インター周辺は、玄関口にふさわしい印象となる統一した景観を形成する。
- ・ 伝統的建造物群保存地区等の町並みの保存や周辺地区を含む修景や歴史的建造物の保全及び再生を行う。
- ・ 小田川、郷之谷川や知清河原等の水辺空間は、自然を活かすため人工物の存在感をできるだけ抑制する。
- ・ ナンキンハゼ通り、ヤマモモ通りのように統一した路線の緑化に努める。
また、庁舎等の公共施設においても緑化に努める。
- ・ 市街地の背景となる山林を保全する。
- ・ 道の駅内子フレッシュパークからり、内子自治センター、内子運動公園等について文化・交流拠点としての景観を創出する。
- ・ 周囲と調和を図る統一感のある形状の屋外広告物の設置を促す。

(農村部)

- ・ 豊かに広がる営農地を維持するため耕作放棄地を解消する。
- ・ 伝統的な和瓦屋根や石垣を活かした里山景観を保持する。

(山間地)

- ・ 国道56号や県道串内子線等の幹線沿道の山林は、豊かなまちの景観を印象づけるため傾斜林の保全を行う。

(2) 内子東自治センター管内の景観特性

①地域の特徴

町の北西部に位置し面積は町全体の約20%で、一部が市街地となり、人口が多い城廻地区から、全体が森林で集落が点在する石畳地区まで多様な形態の地域である。

地域は、一部の市街地が平坦だが大半が山地で周辺にいくほど急峻な山々がある。

河川は、小田川、中山川と麓川が地域内を流れており、その水辺空間は貴重な自然資源となっている。特に麓川は地区内の「牛の峰」を源流とする河川で人工物を使わない堰群があり美しい自然景観を形成している。

道路・鉄道は、国道56号、松山自動車道、JR予讃線が地域内を南北に貫き、国道56号沿線に住宅がありところどころ集落を形成している。



②景観の特徴

(市街地)

- ・ 護国地区に歴史的な町並みがみられ八日市地区と一体となった景観形成が進んでいる。
- ・ 住宅団地を中心に住宅建築が進んでおり、伝統的な家屋と新しい住宅が混在する景観がみられる。
- ・ 内子東自治センター等について、レクリエーションエリアとしての景観がみられる。

(農村部)

- ・ 国道56号、379号沿いには、比較的起伏の少ない里山景観が点在する。
- ・ 棚田や樹園地等の営農地に美しい農村景観がみられる。
- ・ 道路と山林の間に営農地があり山裾に集落が点在する自然豊かな里山景観がみられる。
- ・ 屋根付き橋や水車等の伝統的な景観が保全されている。

- ・ 国道56号沿は、屋外広告物の多い煩雑な景観がみられる。

(山間地)

- ・ 国道56号や県道石畳中山、池田中山線等の幹線沿道の山林は、四季折々の山間景観がみられる。
- ・ 国道56号、379号や県道内子双海、永木内子線に沿って、河川（中山川、小田川、麓川、永木川）が流れており周りの山々と川の流れが調和のある景観を形成している。
- ・ 山腹を巡る県道からスカイラインが眺望でき、移動による変化のある道路景観がみられる。

③主な景観（観光）資源

護国地区の町並み、高昌寺、大岡の水車、四季の歌公園（長岡山）、天神河原、大師堂、鎌倉山、長田農村公園、三島神社、田丸橋、麓川、石畳清流園、棚田、東のしだれ桜、牛の峰、弓削神社、石畳の宿、黒山、日の山原生林、曾根城址、高秀洞、愛媛ゴルフ倶楽部

④景観形成の方向

(市街地)

- ・ 歴史的な町並み景観と建造物の保全、再生を行う。
- ・ 白壁、和瓦屋根等の地域になじむ材料を選定する。
- ・ 公共施設を含め住宅周辺の緑化に努める。
- ・ 市街地の背景となる山林を保全する。
- ・ 内子東自治センター等について文化施設の景観を保全する。
- ・ 市街地や幹線道路沿いにおける統一感のある屋外広告物の設置を促す。

(農村部)

- ・ 地域資源としての棚田を見直し保全する。
- ・ 営農地の耕作放棄地について山林化を含めて解消し景観保全を行う。
- ・ 伝統的な和瓦屋根や石垣を活かした里山景観を保持する。

(山間地)

- ・ 麓川の溪流・山間の自然景観を活かすため周辺と一体となった修景を行う。
- ・ 家屋周辺の山林を保全することにより里山景観を保全する。

(3) 大瀬自治センター管内の景観特性

①地域の特徴

町の中央部に位置し面積は町全体の約15%で、地区の中心部である大瀬成留屋地区に住宅が集中しているが、それ以外の地区は標高200～400mの山林に囲まれた平地の少ない地形に集落が点在している。また、小田川沿いは河岸段丘になっており丘陵地では樹園地等の営農地は広がっており、農村の景観を保っている。

河川は、小田川、村前川、鶉川が地域内を流れており、川登地区では小田川での筏流しを再現し川ツツジを植栽する等景観づくりを行っている。

道路は、国道379号が地域内を東西に貫き、国道から県道池田中山、立石内子線等の幹線道路が周辺部に伸びている。



②景観の特徴

(市街地)

- ・ 大瀬成留屋地区の街なみ環境整備事業により調和のとれた町並み景観が形成されている。
- ・ 国道379号沿線において、伝統的な家屋と新しい住宅が混在する景観がみられる。

(農村部)

- ・ 樹園地等の営農地に美しい農村景観がみられる。
- ・ 道路と山林の間に営農地があり山裾に集落が点在する自然豊かな里山景観がみられる。

(山間地)

- ・ 国道379号に沿って、小田川が流れており周りの山々と川の流れが調和のある景観を形成している。
- ・ 山腹を巡る県道からスカイラインが眺望でき、移動による変化のある道路景観がみられる。
- ・ 夫婦滝と周辺の樹林、御調神社社叢や陳ヶ森等の景勝地の景観がみられる。

③主な景観（観光）資源

大瀬成留屋の町並み、大瀬の館、曾我五郎十郎首塚、夫婦滝、御調神社社叢、櫟ガ峠、熊之滝銅山跡、日表城址、陣ヶ森、宇都宮神社、筏の里交流センター、観光農園

④景観形成の方向

(市街地)

- ・ 周囲との調和を図るため、白壁、和瓦、石積等を基調とした景観を形成する。
- ・ 公共施設を含め住宅周辺の緑化に努める。
- ・ 市街地の背景となる山林を保全する。
- ・ 幹線道路沿いにおける統一感のある屋外広告物の設置を促す。

(農村部)

- ・ 営農地の耕作放棄地について山林化を含めて解消し景観保全を行う。
- ・ 伝統的な和瓦屋根や石垣を活かした里山景観を保持する。

(山間地)

- ・ 夫婦滝、御調神社社叢や陳ヶ森等の景勝地を保全するとともに山間の自然景観を活かすため周辺と一体となった修景を行う。
- ・ 家屋周辺の山林を保全することにより里山景観を保全する。

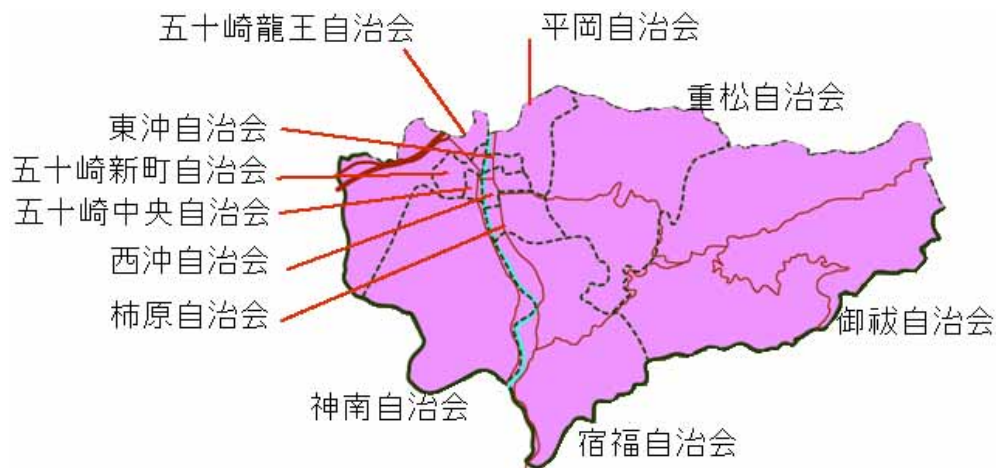
(4) 五十崎自治センター管内の景観特性

①地域の特徴

町の南西部に位置し面積は町全体の約15%で、一部が市街地になる人口が多い五十崎・中央・西沖地区から全体が森林で集落が点在する御祓地区まで多様な形態の地域である。小田川沿いに水田が広がり北部に市街地がある。比較的平坦だが御祓川の上流部にいくほど急峻な山々がある。

河川は、小田川、御祓川と柿原川が地域内を流れており、その水辺空間は貴重な自然資源となっている。特に豊秋河原等の小田川河川敷は住民の憩いの場、レクリエーションの場となっており当地域を代表する景観を形成している。

道路・鉄道は、国道56号、松山自動車道、JR予讃線が地域の北西部にあるが、市街地や集落への連絡は、県道肱川公園、鳥首五十崎、内子河辺野村、坊屋敷小田線等の県道が担っている。比較的なだらかな山地に囲まれた里山が残る地域である。



②景観の特徴

(市街地)

- ・ 栗田邸等の歴史的建造物を核として景観形成が進んでいる。
- ・ 住宅団地を中心に住宅建築が進んでおり、伝統的な家屋と新しい住宅が混在する景観がみられる。
- ・ 国道56号、県道肱川公園線沿線は、屋外広告物の多い煩雑な景観がみられる。
- ・ 盆地であるため市街地の背景には、神南山、大登山等の山々があり緑と市街地の賑わいが融合する景観をつくっている。
- ・ 小田川や豊秋河原は、潤いのあるやすらぎ空間が感じられる景観を形成している。
- ・ 五十崎自治センター、龍王公園等について観光やレクリエーションエリアとしての景観がみられる。
- ・ 市街地の商店街に空店舗がみられる。

(農村部)

- ・ 幹線道路沿いにある点在する集落と小田川の間に営農地があるため開放的な里山景観を形成している。
- ・ 泉谷の棚田のような美しい営農地の景観がみられる。
- ・ 地域の周辺部分は、山林の間に営農地が棚状にあり山裾に集落が点在する自然豊かな農村景観がみられる。
- ・ 御祓地区では茅葺屋根の農家があり伝統的な里山景観がみられる。

(山間地)

- ・ 県道鳥首五十崎線等の幹線沿道の山林は、四季折々の山間景観がみられる。
- ・ 県道坊屋敷小田線に沿って、御祓川が流れており周りの山々と川の流れが調和のある景観を形成している。
- ・ 紅葉ヶ滝、三島神社社叢や神南山等の景勝地の景観がみられる。

③主な景観（観光）資源

神南山、大登山、紅葉ヶ滝、泉谷の棚田、ダラリ観音、三島神社社叢、常磐橋、茅葺屋根（御祓）、鷹の巣城、丸山城址、豊秋河原、大師堂、坂本龍馬脱藩の道、柿原川の螢、堂ヶ谷トンボの里、龍王公園、栗田邸、観光農園、五十崎自治センター、五十崎凧博物館

④景観形成の方向

(市街地)

- ・ 歴史的建造物の保全と周辺地区を含む修景を行う。
- ・ 小田川や豊秋河原等の水辺空間は、自然を活かすため人工物の存在感をできるため抑制する。
- ・ 街路樹の整備や庁舎等の公共施設の緑化に努める。
- ・ 市街地の背景となる山林を保全する。
- ・ 五十崎自治センター、龍王公園等について文化交流拠点としての景観を創出する。
- ・ 周囲と調和を図る統一感のある形状の屋外広告物の設置を促す。

(農村部)

- ・ 豊かに広がる営農地を維持するため耕作放棄地を解消する。
- ・ 伝統的な和瓦屋根や石垣を活かした里山景観を保持する。
- ・ 地域資源としての棚田を見直し保全する。

(山間地)

- ・ 市街地の背景となる山林の保全を行う。
- ・ 御祓川の溪流・山間の自然景観を活かすため周辺と一体となった修景を行う。
- ・ 家屋周辺の山林を保全することにより里山景観を保全する。

(5) 小田自治センター管内の景観特性

①地域の特徴

町の東部に位置し面積は町全体の約半分を占め、地域は標高1300m級の四国山系に囲まれた緑豊かな山村である。面積の88%が山林であり県下有数の林業地帯で、とりわけ小田深山国有林(42km²)は広大で景勝地となっている。なお、県内でも屈指のコースを誇るスキー場もあり高原のレジャースポットとなっている。

地区の中心部である小田・寺村地区に住宅が集中しているが、それ以外の地区は標高300~1000mの山林に囲まれた平地の少ない地形に集落が点在している。

また、小田川と立石川等の支流沿いに営農地が広がっており農村の景観を保っている。河川は、小田川が東西に横断し、大小の支流が地域内を流れている。

道路は、国道379号、380号が地域内の北西部を貫き、国道から県道坊屋敷小田、小田柳谷、久万中山、小田河辺大洲、河辺小田線等の幹線道路が周辺部に伸びている。



②景観の特徴

(市街地)

- ・ 市街地の背景には、登議山、笹ヶ峰山、雨霧山、雨乞山等の山々があり緑と市街地の賑わいが融合する景観をつくっている。
- ・ 伝統的な家屋と新しい住宅が混在する景観がみられる。
- ・ 文化交流センタースバル、道の駅小田の郷せせらぎ、城の台公園、千年の森公園、SOL-FA オダスキーゲレンデ等について、観光やレクリエーションエリアとしての景観がみられる。
- ・ 市街地の商店街に空店舗がみられる。
- ・ 国道379号、380号沿線は、屋外広告物の多い煩雑な景観がみられる。

(農村部)

- ・ 道路と山林の間に営農地があり山裾に集落が点在する自然豊かな里山景観がみられる。
- ・ 小田川の支流沿いに帯状、棚状の小規模営農地が連続する営農地景観がみられる。

(山間地)

- ・ 国道379号に沿って田渡川、国道380号に沿って小田川が流れており周りの山々と川の流れが調和のある山里の景観を形成している。
- ・ 山腹を巡る県道からスカイラインが眺望でき、移動による変化のある道路景観がみられる。
- ・ 県立自然公園四国カルスト圏内にある小田深山溪谷は景勝地として、溪流、山林が一体となったやすらぎのある溪谷美の景観が形成されている。
- ・ 小田深山溪谷の中川、黒川は溪流と山間の景観を形成している。
- ・ 管理された国有林等の山林は山間地景観を形成している。

③主な景観（観光）資源

SOL-FA オダスキーゲレンデ、道の駅小田の郷せせらぎ、城の台公園、千年の森公園、文化交流センタースバル、妙見森、乳出の大銀杏、雨霧山、浪ヶ城、小田深山溪谷、廻り岩キャンプ場、愛宕山・居倍野城址、大師堂、八坂神社、南山神社、立石神社、笹ヶ峰砦跡、二つ滝城址、尾首城址、中川城址、赤岩城址、野村城址、日野城址、太田城址、登議城址、筏流しのための堰、田渡川、小田川、

④景観形成の方向

(市街地)

- ・ 周囲との調和を図るため、和瓦、石積等を基調とした景観を形成する。
- ・ 市街地の背景となる山林を保全する。
- ・ 街路樹の整備や庁舎等の公共施設の緑化に努める。
- ・ 文化交流センタースバル、道の駅小田の郷せせらぎ、城の台公園、千年の森公園、SOL-FA オダスキーゲレンデ等について文化交流拠点としての景観を創出する。
- ・ 市街地や幹線道路沿いにおける統一感のある屋外広告物の設置を促す。

(農村部)

- ・ 営農地の耕作放棄地について山林化を含めて解消し景観保全を行う。
- ・ 伝統的な和瓦屋根や石垣を活かした里山景観を保持する。
- ・ 地域資源としての棚田を見直し保全する。


(山間地)


- ・ 小田深山溪谷等の景勝地を保全するとともに山間の自然景観を活かすため周辺と一体となった修景を行う。
- ・ 家屋周辺の山林を保全することにより里山景観を保全する。
- ・ 田渡川の溪流・山間の自然景観を活かすため周辺と一体となった修景を行う。
- ・ 千年の森公園、SOL-FA オダスキーゲレンデ等について文化交流拠点としての景観を創出する。


第3項 景観タイプ別景観形成方針


景観タイプ別景観形成方針は以下のとおりとする。

〔1〕市街地景観

(1) 玄関地区	
景観の特徴	J R内子駅や高速 IC、幹線道路からの導入部など、内子町の玄関口となる景観タイプである。この地区は、来訪者をもてなす場所であり、ランドマークとなる施設や、案内サインなどの、ゲート機能を感じさせる景観が重要となる。屋外広告物などによって煩雑な印象ともなりやすい地区だが、来訪者をもてなす内子らしさと、住民にとっての利便性が求められる地区である。
目 標 像	人のにぎわいやもてなしを感じる町並み形成
景観形成方針	<p>■屋外広告物の形状や色彩など統一感のある街並み景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・玄関口として、もてなし、賑わいを創出するシンボル景観を形成する。 ・特に J R内子駅前や幹線道路からの導入部などでは、屋外広告物の形状や色彩などに統一感を持たせるなどして、来訪者に心地よい印象を与える景観づくりとする。
イメージ	


(2) 歴史地区	
景観の特徴	町並みに歴史の面影を残す地区の景観タイプである。個性ある歴史の町並みは町民の文化を象徴し、観光資源ともなる。既存の町並みを活かしつつ、これらを積極的に保全していくことが重要な地区である。
目 標 像	伝統・文化を感じる質の高い町並みの形成
景観形成方針	<p>■形や素材など歴史的「趣」を意識した景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的趣のある建築物が多く残る伝統的建造物群保存地区などでは、うだつ・木板や墨書による屋外広告物・格子窓などの特長的な景観要素を活かした空間形成を図る。
イメージ	

(3) 文化・交流拠点地区	
景観の特徴	新しく整備される地区の景観タイプである。憩いや文化的な意味合いの強い地区で、文化的な建造物を含む文教施設があり周辺との調和を図りながら、地区内で統一された街並みを形成することが重要となる地区である。
目 標 像	落ち着きと緑あふれる明るい町並みの形成
景観形成方針	<ul style="list-style-type: none"> ■ さわやかな、すがすがしいイメージを創り出すオープンな空間づくり ・ 文化施設の集積する地区では、伝統と未来が融合した新たなデザインを創出する景観形成をめざす。 ■ 観光地としてのもてなしの空間の創出 ・ 統一されたデザインによる町並みと屋外広告物により、来訪者に居心地のよい印象を与える景観づくりとする。
イメージ	


(4) 住宅地区	
景観の特徴	地域住民の生活の場となる景観タイプである。日常生活を営む場として、市民の住宅と周辺の公共施設（道路や公園）により構成される地区で、市街地景観のなかで広い面積を占める。
目 標 像	潤いと落ち着きのある町並みの形成
景観形成方針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 周辺環境と調和し、季節感のある空間づくり ・ 伝統的な瓦屋根などの地域の特長ある要素を活かした住空間づくりと緑化を図ることによって、彩と潤いのある落ち着いた住宅地空間の形成を図る。
イメージ	


〔2〕 農村景観


(5) 営農地	
景観の特徴	果樹団地や耕種団地、棚田等、農村景観としての営農地が、丘陵地帯や周辺部に多く存在する。そのため農作物や農作業風景を含んだ幹線道路等からの見られる農村景観を主体とする景観タイプである。
目 標 像	営農活動と同調した里山景観の保全
景観形成方針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 落ち着き、生活感のある営農地風景の維持 ・ 空間の構成の基本をなす自然や地形を保全し、広々とした良好な農地や棚田が織りなす美しい里山景観を保全する。 ・ 耕作放棄他の適切な管理により、農村生活景観を保全する。 ■ 遊休農地等の景観上の阻害要因の解消
イメージ	

(6) 里 地 里 山	
景観の特徴	田園地帯の基調となる耕作地と民家を主体とする景観タイプである。地域の産業や暮らしを感じさせる重要な景観で、市街地から離れた周辺部の標準的なタイプでもある。平野の少ない内子町では、農村集落は幹線道路や川沿いに形成されている場合が多く、道路などから見ることの多い景観タイプである。
目 標 像	四季の彩りと開放的な里山景観の保全
景観形成方針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 存在感を抑えた、人にとって心地のよい規模による人工物の配置と形状 ■ 土壁や石垣、瓦などの農村の暮らしぶりを伝える地域の特長ある要素を活かした集落づくり ■ 広がりのある農村景観を体感できる場と機会づくり ・ 沿道など、景観に影響を及ぼしやすい工場や商業施設等が立地する可能性のある地域では、土地利用や建築物などを適切に誘導、美しい農村景観を保全する。 ■ 色のコントラストと調和を重視した色彩構成に配慮
イメージ	

〔3〕 山間地景観

(7) 山間景勝地	
景観の特徴	<p>山並みや河川・渓谷等の景勝地の景観タイプである。地形の変化が多い山間部はそれぞれ独特の自然景観をみせている。小田深山の国有林など優れた森林資源があり、それ以外の地区においてもすばらしい景観が多数存在している。</p> <p>観光、行楽のスポットとして、多くの来訪者に意識的に眺められる景観であり、良好な景観形成をすることにより町への観光客の誘致にもつながる景観タイプである。</p>
目標像	景勝地を最大限に活かす景観形成
景観形成方針	<p>■景勝地周辺の樹林や水源などの自然及び地形の保全</p> <p>・渓谷や山並み、寺社仏閣などの文化・歴史資源などを保全するとともに、優れた景観を創出する急峻な地形、山林や水源などを保全する。</p>
イメージ	

(8) 山間道路	
景観の特徴	<p>山間地を貫く道路沿いの景観タイプである。内子町の旧町の間は山で区切られており、集落間の移動には山間地域を越えて行くことが多い。</p> <p>よって、人々が山間を移動する途中でよく目にする景観である。遠景である豊かな樹林に対し、近景が蛇行や上り下りを繰り返し、移動に伴う景観の変化が楽しめる景観タイプである。</p>
目標像	自然環境・地形の変化を実感できる景観形成
景観形成方針	<p>■元来の自然の姿である河川や樹林を含めた自然及び地形の保全</p> <p>・自然環境への負荷の少ない道路整備とし、美しい自然景観を保全する。</p> <p>■統一されたデザインによる人工物の適切な配置</p> <p>・人工物を配置する際は、背景となる山並みや河川などの視認性に配慮し、周辺景観との調和に配慮する。</p>
イメージ	

(9) 山 間 集 落	
景観の特徴	山間地に存在する集落の景観タイプである。内子町には、わずかな平地や斜面を利用して集落を形成し、地形に応じて耕作地を整え、河川や樹林にとけ込むような暮らしの景観がある。石垣や土壁などの建築要素にその特長が現れており、山並みの自然と集落の共生する姿が特長となる景観タイプである。
目 標 像	人と伝統が織りなす力強い景観形成
景観形成方針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 土壁や石垣、瓦など既存の要素を活かす景観形成 ・ 伝統的な素材である土壁や石垣などの地域の特長ある要素を活かした素朴で自然な景観を保全する。 ■ 存在感を抑えた人にとって居心地のよい規模による人工物の配置と形状
イメージ	

第4節 景観計画重点区域

第1項 景観計画重点区域の設定

(1) 区域の考え方

景観計画区域の中で、以下の①から⑥に掲げる地域特性を持ち、その特性に応じたきめ細かい景観形成が必要な区域を、景観計画重点区域として指定し、内子町の「顔」となる景観の形成を目指す。その指定にあたっては地区の特性や景観の特性を明確にし、地域住民等の意見を聴きながら当該区域の景観形成の目標を定めるほか、景観形成方針、行為の制限基準を定めることとする。なお、景観形成が既に図られている、または早急に景観整備が必要な地区から順次指定を行うこととする。

- ①良質で特徴のある景観を有している地域
- ②魅力・賑わい・活力のある景観の形成を有している地域。または将来目指す地域
- ③町民に好まれるやすらぎのある生活空間を有している地域
- ④都市施設や観光・文化・交流施設が集積している地域
- ⑤上位・関連計画等によりまちづくりが進められようとしている地域
- ⑥これまでに景観整備に取り組んだ、または取り組む地域

(2) 区域の設定

前項をふまえて景観計画重点区域は次のとおりとする。

区域名	区域	選定理由
駅前・国道56号都市景観形成地区	JR内子駅から国道56号までと鳥越地区の高速道路と立体交差する地点から国道56号と国道379号が交わる地点までの道路の両側50mの幅の区域内	JR内子駅や高速道路インターチェンジがあり内子町の玄関口として多くの人の動きがある。また、大型の商業施設があり、今後、都市化が進む可能性がある。
文化交流拠点景観形成地区	JR内子駅前から町道畑中鳥越線を内子自治センターまでと内子自治センターから内子座を経由して県道に至る町道の両側30mの幅の区域内	内子自治センター、図書館、内子座等の観光・文化施設が集積しており多くの住民や観光客が往来している。
大瀬成留屋景観形成地区	大瀬自治センター、大瀬の館邸辺の旧国道379号沿い	商店が集中し地域住民の往来が多い。また、街並環境整備事業により町並みの景観整備を行っている。

〔検討地域〕

- ① 八日市・護国地区の伝統的建造物群保存地区は、本計画において景観計画重点区域に選定すべきであるが、修理修景の基準づくりのためバッファゾーンを含めた町並マスタープランを策定予定であり、区域の線引きが明確になった時点で本計画を見直し景観計画重点区域に選定する。
- ② 五十崎地区には、栗田邸等の景観重要建造物があり隣接地との一体的な景観形成に発展するように、景観計画重点区域へと誘導していく。
- ③ 小田地区の商店街通りは祭礼等で賑わいがあるため住民の景観保全意識の醸成を図りながら景観計画重点区域へと誘導していく。

第2項 景観計画重点区域の景観形成

1 駅前・国道56号都市景観形成地区

(1) 地域特性

J R予讃線の内子駅、松山自動車道内子五十崎インター、国道56号と広域的な交通網の玄関口となっており、来訪者を含め多くの人や車の動きがある。J R内子駅前や国道56号沿いにはスーパーマーケットや小売・飲食等の商業施設が集積している。また、国道56号沿いに、内子分庁舎、郵便局、農協、銀行、医療施設があり、利用者の往来も多い。この国道に沿って小田川が流れており知清河原は水辺の憩いの場となっている。

J R内子駅前はS L広場としてロータリーを整備し、J R内子駅から国道56号までをヤマモモ通り（県道内子停車場線）として街路整備を行っている。国道等の背面には住宅地が広がっており一般住宅や多階層の賃貸住宅等の建設もみられる。

当地区は、県内有数の観光地である内子の玄関口として観光・商業面の活性化が期待されており、また、通勤・通学や日常生活等の民生機能についても期待されている。



(2) 景観特性

- ・ J R内子駅前付近は、S L広場や幹線道路により空間が開けており開放的な景観がみられる。
- ・ J R内子駅のホームからは区画された街路と市街地、周囲の山等一体となった景観がみられる。
- ・ ヤマモモ通りや内子五十崎インター付近は街路樹等の修景が進んでいる。
- ・ 屋外広告物や外壁等に使用されている色相に統一性がなく高彩度のものが多く、

煩雑な景観となっている。

- ・幹線道路背後の住宅地において、伝統的な家屋と新しい住宅が混在する景観がみられる。

(3) 景観形成目標

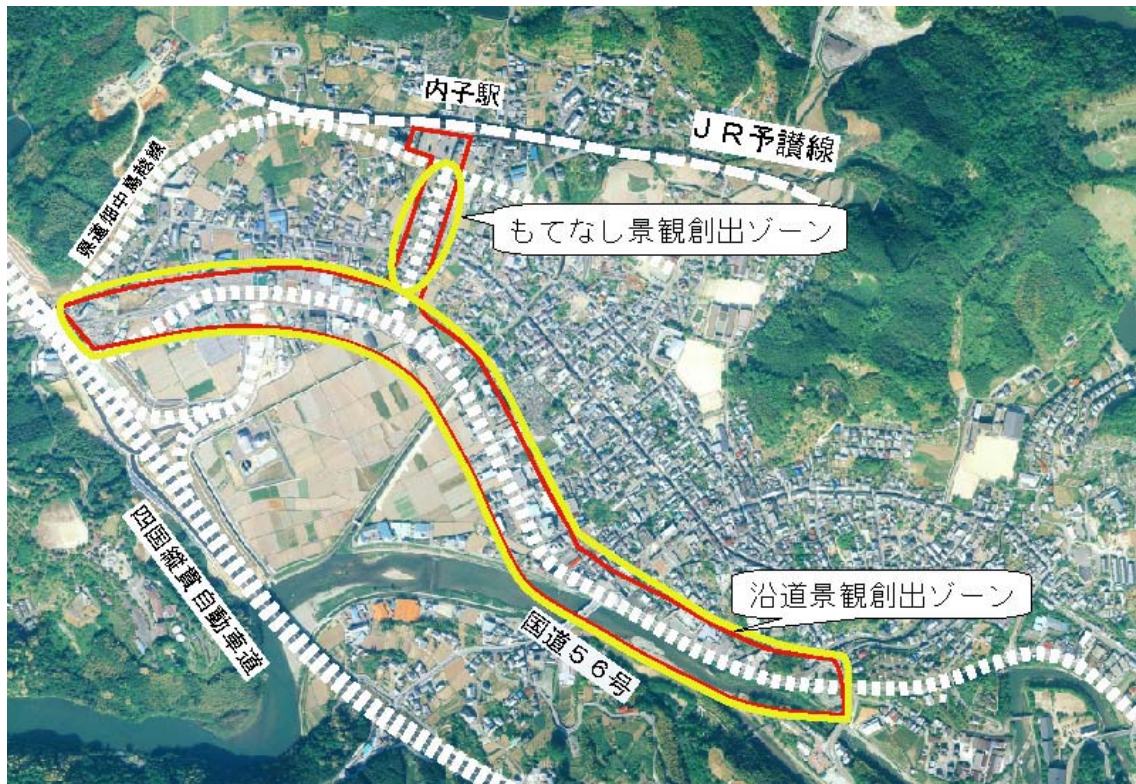
玄関口として賑わいのあるもてなしを演出するため、交通拠点機能の充実とあわせて快適な潤いのある景観を形成する。

目標達成にあつたては、㉗から㉙を柱として重点的な景観形成に取り組む。

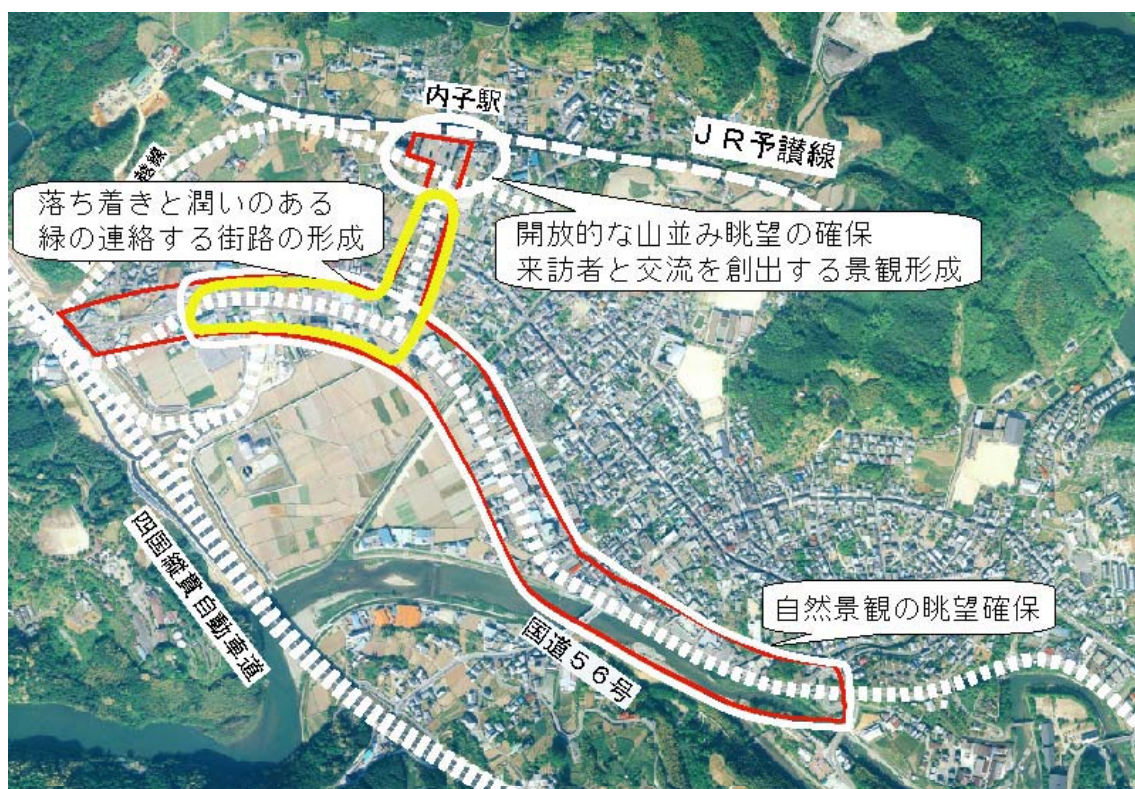
- ㉗ 来訪者との交流を創出する統一した景観の形成
- ㉘ 落ち着きと潤いのある緑の連続する街路の形成
- ㉙ 国道沿線から自然景観の眺望確保と違和感のない市街地景観の形成
- ㉚ 内子駅から開放的な山並み眺望の確保

(4) 景観形成方針

JR内子駅から国道56号までの県道内子停車場線を「もてなし景観創出ゾーン」とし、国道56号沿線を「沿道景観創出ゾーン」として景観形成方針を定める。



- ①「もてなし景観創出ゾーン」は、開放的な山並みの眺望を確保し、来訪者と交流を創出することで来訪者が温かみを感じられる景観を形成する。
- 玄関地区として、賑わいの創出と来訪者の円滑な誘導が図れるよう屋外広告物は色彩・大きさなどを統一する。
 - 人々の混雑や滞留による閉塞感を感じないような開放的な空間を形成する。
 - 沿道の建物等の壁面は、落ち着いた色彩になるよう統一する。
 - 街路樹や民地内に緑を確保し、やすらぎのある町並みを形成する。
- ②「沿道景観創出ゾーン」は、自然景観の眺望を確保するとともに隣接する住宅地との違和感のない市街地景観を形成する。
- 沿道や中央分離帯には四季を感じる花木を採用し、緑化を図る。
 - 構造物や案内標識等の設置には、周囲の町並みとの調和を図るため色彩・形状に配慮する。
 - 屋外広告物の形状や色彩は、周辺との調和に配慮する。
 - 建築物等は、明度の高い色調を採用する。



2、文化交流拠点景観形成地区

(1) 地域特性

町道畑中鳥越線（ナンキンハゼ通り）の沿線には、内子自治センター、図書情報館があり小学校や高校が隣接していることもあって生徒・児童の往来が多数ある。

また、地区内には大正時代の歌舞伎劇場「内子座」があり、一般の観光客以外に劇場利用者も多数ある。地区内の幹線道路沿いや周辺には住宅地が集積しており近隣の商業施設や通勤通学のアクセス量が多い。

内子自治センター、図書情報館、内子座は教育・文化的な拠点施設となっており、地区内のみならず地区外からの交流の拡大が見込まれる。



(2) 景観特性

- ・地区からは内子座の太鼓櫓が目視でき、街路、住宅地が一体となった景観を形成している。
- ・内子自治センター、図書情報館の意匠は、独特の景観を形成している。
- ・歴史的な建造物である内子座と周辺住宅が調和ある景観を形成している。
- ・南京櫓通り付近は街路樹等の修景が進んでいる。
- ・沿道の建築物の外壁等に使用されている色相に統一性がなく煩雑な景観となっている。
- ・幹線道路背後の住宅地において、伝統的な家屋と新しい住宅が混在する景観がみられる。

(3) 景観形成目標

文化交流拠点地区は、町民の教育・文化を育み、交流を促進する場所として観光を含め新しい魅力を創出する景観を形成する。

目標達成にあつたては、㉗から㉙を柱として重点的な景観形成に取り組む。

- ㉗ ゆとりある住居環境と調和した街路景観の形成
- ㉘ 伝統的形態の建築物の保全・再生と調和のとれた町並みの形成
- ㉙ 来訪者との交流を創出する統一した景観の形成

(4) 景観形成方針

JR内子駅前から内子自治センターまでの町道畑中鳥越線を「ふれあい景観創出ゾーン」とし、内子自治センターから内子座経由して商店街までの町道を「文化的調和ゾーン」として景観形成方針を定める。



- ① 「ふれあい景観創出ゾーン」は、地域のコミュニティを基盤にして、ゆとりある居住環境と調和した街路景観を形成する。
 - 交流拠点として、来訪者の円滑な誘導が図れるよう案内標識等を統一する。
 - 沿道の建物等の壁面は、明度の高い色調を採用する。
 - 街路樹や民地内に緑を確保し、やすらぎのある町並みを形成する。

②「文化的調和ゾーン」は、伝統的意匠の建造物の保全・再生を進めるとともに隣接する住宅地との違和感のない市街地景観を形成する。

- 建築物の屋根及び外壁の色彩等隣接する歴史的建造物と調和するものとし、統一した町並みを形成する。
- 人工物等を設置する場合は、形状や色彩について周囲との調和に配慮する。
- 屋外広告物はの形状や色彩は、周辺との調和に配慮する。
- 建築物等は、落ち着いた色彩になるよう統一する。



3、大瀬成留屋景観形成地区

(1) 地域特性

小田川と県道大瀬川中線に囲まれた当地区は、大瀬自治センター、郵便局、小学校等の施設や店舗、住宅が混在している。

また、地域の拠点施設となっているため地域外からのアクセス量が多い。

当地区は平成12年度より街なみ環境整備事業を導入し伝統的な住宅再生により町並形成を図っており、自治会や住民が一体となった景観づくりを実践している。



(2) 景観特性

- ・成留屋地区では、伝統的な住宅再生により町並景観を形成している。
- ・四阿等の整備により街路の修景が進んでいる。
- ・屋外広告物に使用されている色相に統一性がなく高彩度のものが多い。
- ・周囲の住宅地において、伝統的な家屋と新しい住宅が混在する景観がみられる。

(3) 景観形成目標

大瀬成留屋地区は、統一された街なみにより地区の伝統を継承していく景観を形成する。

目標達成にあつたては、㉑から㉕を柱として重点的な景観形成に取り組む。

- ㉑ゆとりある住居環境と調和した街路景観の形成
- ㉒伝統的形態の建築物の保全・再生と調和のとれた町並みの形成
- ㉕隣接する伝統的建造物群との調和

(4) 景観形成方針

県道大瀬川中線沿いの街なみ環境整備事業実施区域を「街なみ環境整備ゾーン」として景観形成方針を定める。



①「街なみ環境整備ゾーン」は、伝統的な建築物の意匠を活かした統一された町並み景観を形成する。

- 伝統的建築物の保全・再生のため、建築物の高さ、屋根材、外壁、色彩等を統一する。
- けばけばしい色彩とせず、茶系統で落ち着いた色彩にする。
- 建築物の屋根及び外壁の色彩等隣接する歴史的建造物と調和するものとし、統一した町並みを形成する。
- 人工物等を設置する場合は、形状や色彩について周囲との調和に配慮する。
- 屋外広告物の形状や色彩は、周辺との調和に配慮する。



第5節 町民が主体的に良好な景観の形成を進めるための取り組み

本計画の推進には、町民一人一人が、自ら所有し又は管理する建物等が良好な景観の一部を構成するものであることを理解し、主体的に景観の形成に関わっていくことが不可欠である。そのため次の①から④の取組を行うこととする。

① 自治会による計画推進

良質な景観を形成するためには、地域住民の合意形成が不可欠であり、住民の総意による運営を行っている自治会の関与があつてこそ住民による景観まちづくりが推進する。また、景観の特性は、各地域によって異なっており。景観まちづくりの内容や進め方も多様性がある。そこで、景観形成に関する基本理念を住民に理解してもらいながら各自治会がそれぞれの特性を活かして主体的に活動を担っていくことが重要である。取り組みとしては、各自治会の地域づくり計画に地域の特性を反映した景観づくり計画を盛り込み美化運動等による景観づくり意識の醸成を進めるものとする。

② 啓発活動の展開

景観形成は、町・町民・事業者がそれぞれの役割を分担して誠実に責務を果たすものとする。そのため景観形成の目標やおのおの果たすべき役割について合意形成を図るため啓発活動を展開する。取り組み内容は、研修会や広報誌等による計画内容の周知やフィールドワークを含めたワークショップの開催等を継続して実施する。

③ 表彰制度の活用

町民や事業者の意識向上のため啓発活動と関連して、表彰制度を創設・拡充する。表彰制度の内容としては、既存の内子らしい景観を選定し保存する内子八景または内子百景（仮称）の選定や新たに優良な景観形成が図られた事例や成果を対象にした景観づくりコンクール等を実施する。

④ 事業計画、設計段階の町民参画の促進

景観形成には、町民や自治会の合意形成が不可欠であるため、公共事業の実施にあたっては事業計画や設計段階で自治会等の意見を聴取し、できるだけ自治会等の意見が反映し事業実施地区で景観が継続して保持できるよう努めるものとする。